平成２７年（フ）第４００号
さいたま市西区三橋６丁目1390番地２　パストラルピア304、旧住所埼玉県草加市新栄３丁目34番地８　スミッコカミ105号
債務者　加藤　　祥
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５１０号
さいたま市中央区本町東２丁目５番23号　ハイツギア21　103号室
債務者　田代　勇一
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２１号
埼玉県川口市青木５丁目10番48―202号　ソアール第２川口
債務者　松崎　千鶴
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２８号
さいたま市北区宮原町２丁目77番地18　シャトーモンテーニュ大宮604
債務者　武田　徳昭
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５９号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目270番地　マイコーポ203
債務者　川合　修二
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
埼玉県熊谷市末広４丁目６番４号
債務者　竹内　征子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０６号
千葉県八街市八街い51番地65
債務者　広瀬　道子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１１７号
高知市春野町弘岡下2242番地１
債務者　澤田　　弓
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２１号
高知市百石町３丁目１番33―804号
債務者　岡崎　　実
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７３６号
札幌市北区麻生町５丁目６番13号　ミシェル103号
債務者　田中結香里（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２８号
札幌市東区北32条東17丁目１番３―206号、住民票上の住所札幌市北区新琴似８条12丁目７番10号　マンション静３号
債務者　秋田　正人
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３３号
北海道江別市３条６丁目６番地の１　Ｅ・ＦＲＯＮＴ205号
債務者　北澤　秀典
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５２号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―411号
債務者　田代美樹子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８５号
北海道江別市野幌東町26番地の22　クリスタルサンビレッジＥ棟102号
債務者　本間　宗重
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８６号
北海道江別市野幌東町26番地の22　クリスタルサンビレッジＥ棟102号
債務者　本間由利子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８９４号
札幌市厚別区上野幌３条６丁目13番17号　ＰＯＬＡＲＩＳ　Ｍ棟101
債務者　松山　康弘
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０８号
札幌市白石区本郷通10丁目北１番27―501号
債務者　三島　昭美
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで札幌地方裁判所民事第４部